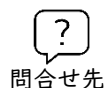


(1) 障害者交通費助成事業（タクシー助成）

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者
保健福祉手帳の交付を受けた方が、外出時に
タクシーを利用する場合、タクシー料金の一部を助成します。チケット制です。
※手帳による1割引と同時に利用できます。乗車時は手帳を運転手へ提示ください。



問合せ先

福祉総務課総務高齢班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

○対象となる方

重度障害者：身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A1又はA2を所持する方

障害者：身体障害者手帳3級、療育手帳（B1またはB2）、精神障害者保健福祉手帳を所持する方

○助成内容

重度障害者：800円上限券×72枚

障害者：3割券（上限800円）×72枚

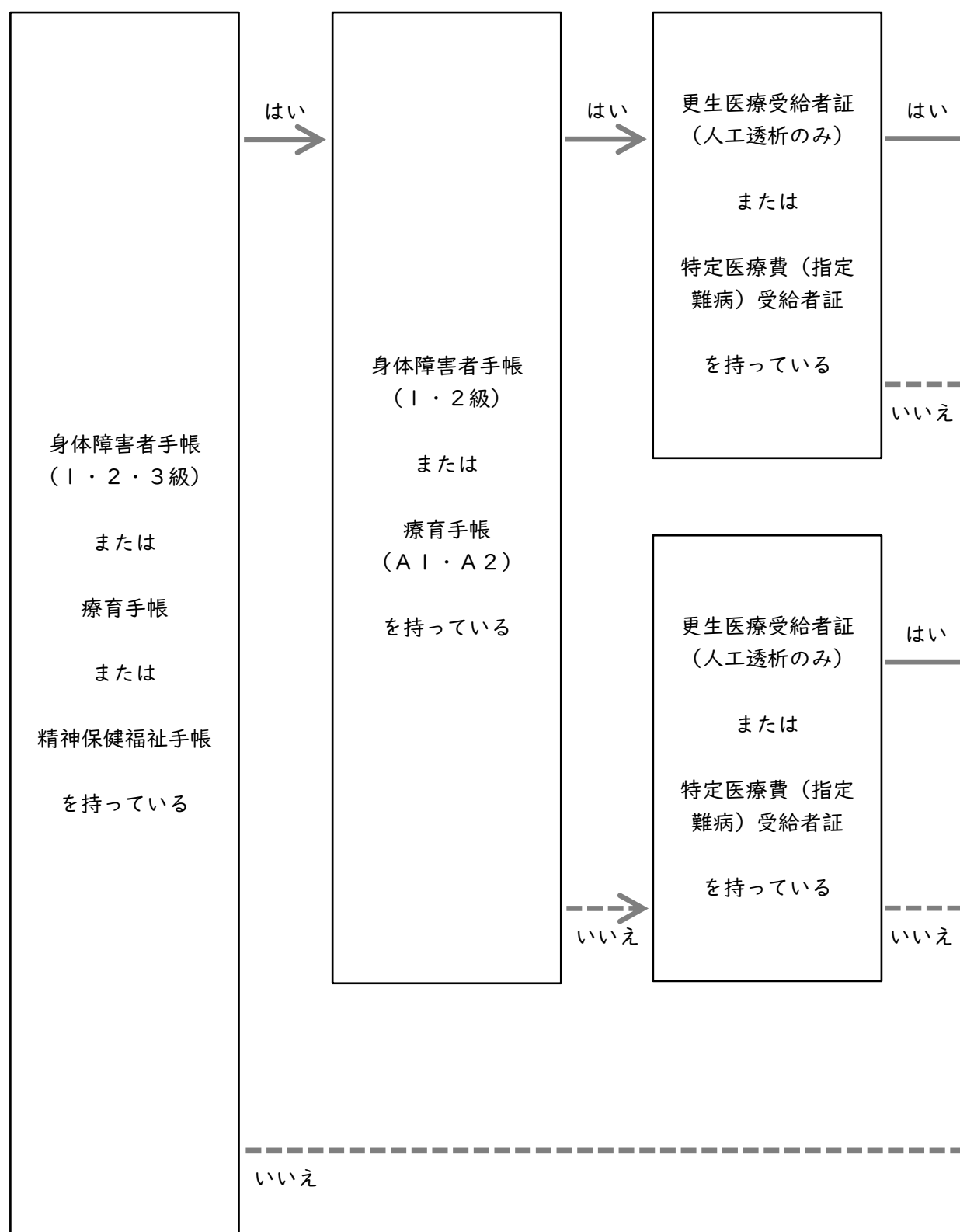
※人工透析を受けている方は最大144枚、特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方については最大108枚交付

○配車に関する問い合わせは、下表の電話番号までお問い合わせください。

雲仙市タクシー協力事業者一覧

旧町名	会社名	電話番号
国見町	国見港湾観光タクシー	0957-78-3246 / 0120-324-639
	本多観光バス・タクシー国見営業所	0957-78-3777 / 0120-772-923
瑞穂町	瑞穂タクシー	0957-77-3161
吾妻町	Azuma 介護タクシー	090-6069-1365
愛野町	エキマエタクシー愛野営業所	0957-36-0039
	愛の福祉タクシー	0957-36-2554
千々石町	今坂タクシー	0957-37-2021 / 0120-103-995
小浜町	小浜温泉タクシー	0957-74-3177 / 0120-743-178
	小浜観光タクシー	0957-74-2619 / 0120-372-619
	平成観光雲仙営業所	0957-73-2010
	福祉タクシーあさひ	090-4513-3382 / 0800-200-2945
南串山町	南串タクシー	0957-88-2033

タクシー利用券交付事務における
フローチャート（70歳未満）



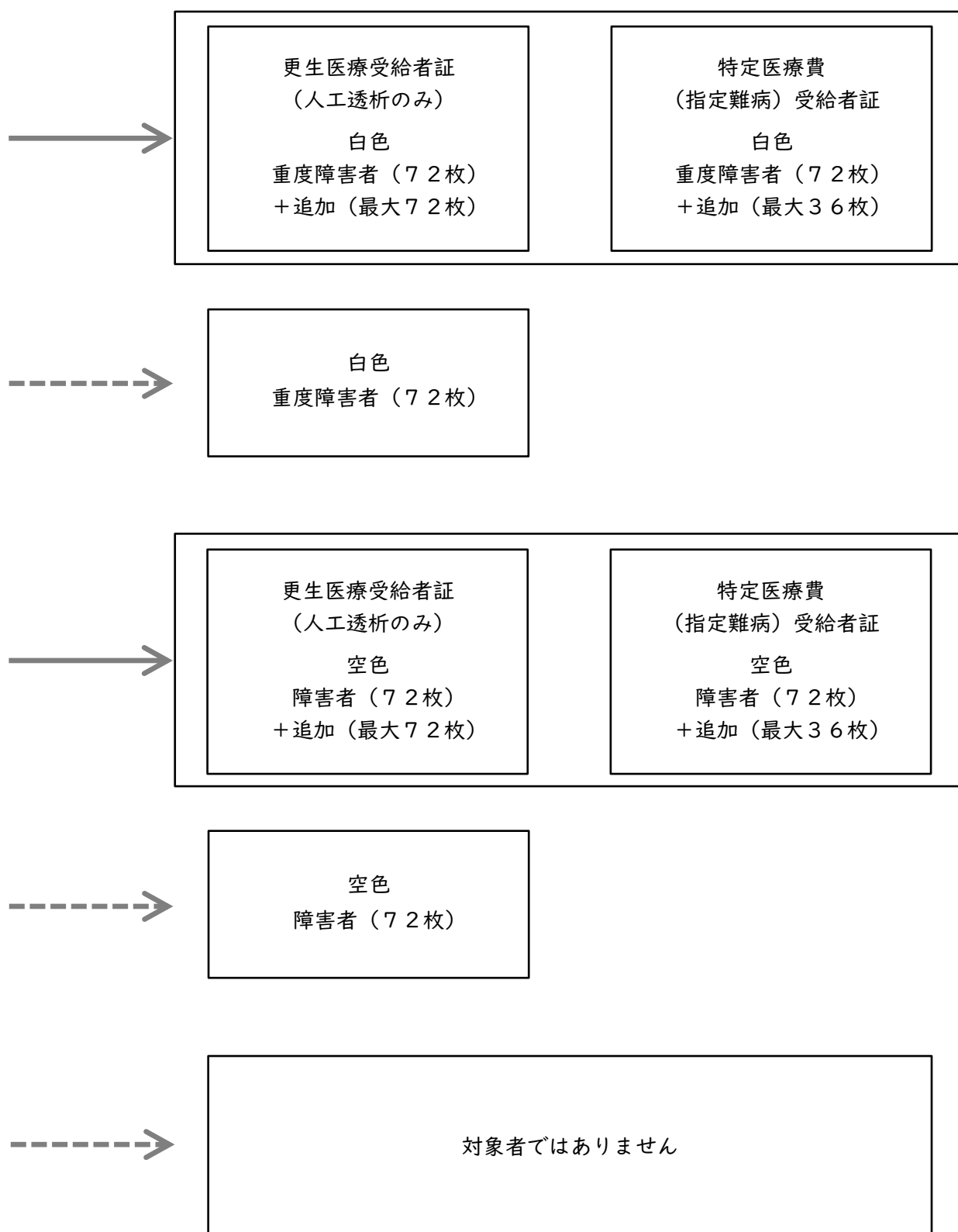
①年度途中で対象者となった場合（手帳取得・転入）

⇒ 対象となった月から年度末までの月数×6枚

②特定医療費（指定難病）受給者証所持者は対象となった月から追加交付可能

⇒ 対象となった月から年度末までの月数×3枚

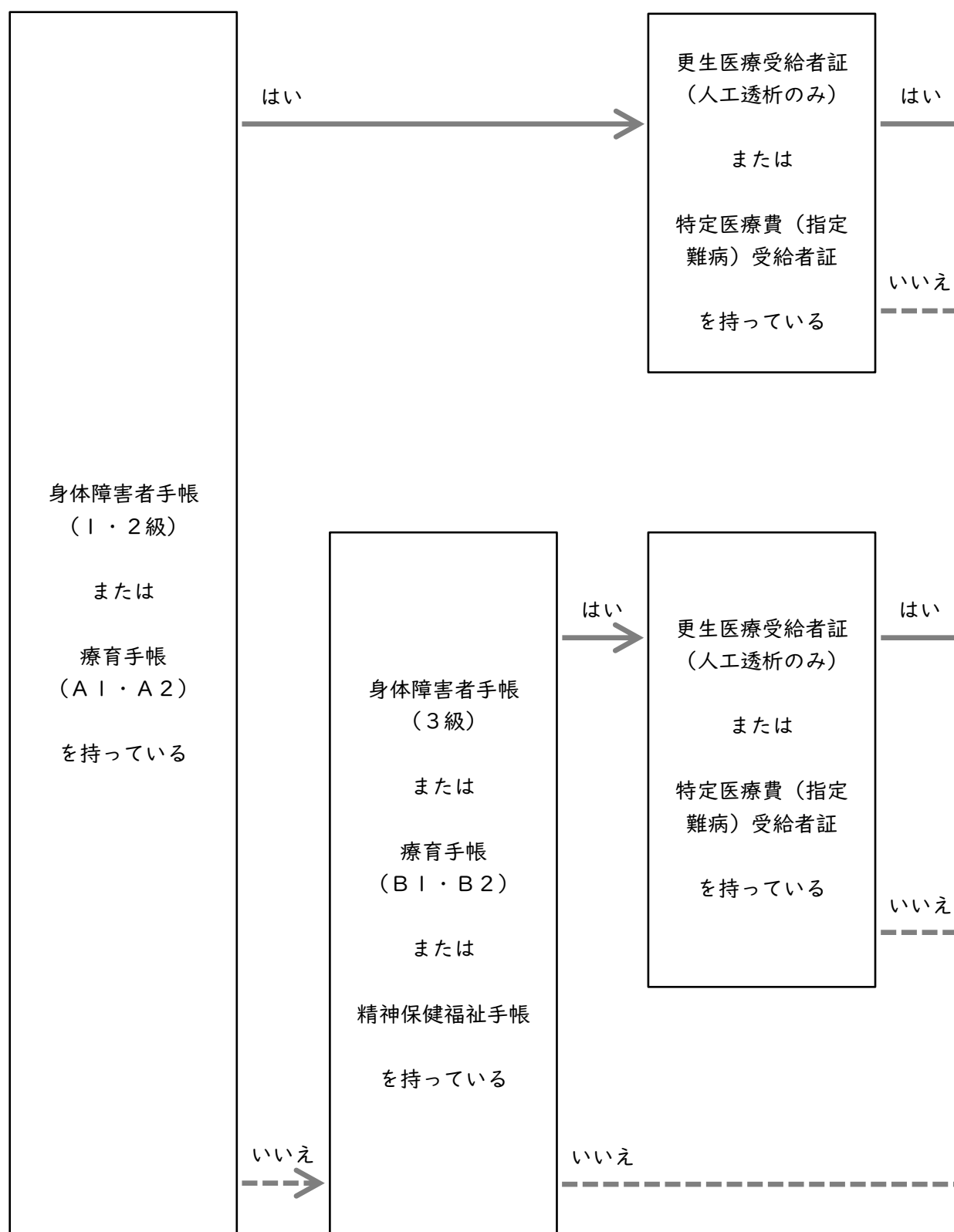
○タクシー会社：59ページの指定タクシー利用会社に限りです。



③更生医療受給者証 (人工透析のみ) 所持者(※)は対象となった月から追加交付可能
(※特定疾病療養受療証 (通称マルチョウ) 所持者でも可)

⇒ 対象となった月から年度末までの月数×6枚

タクシー利用券交付事務における
フローチャート（70歳以上）



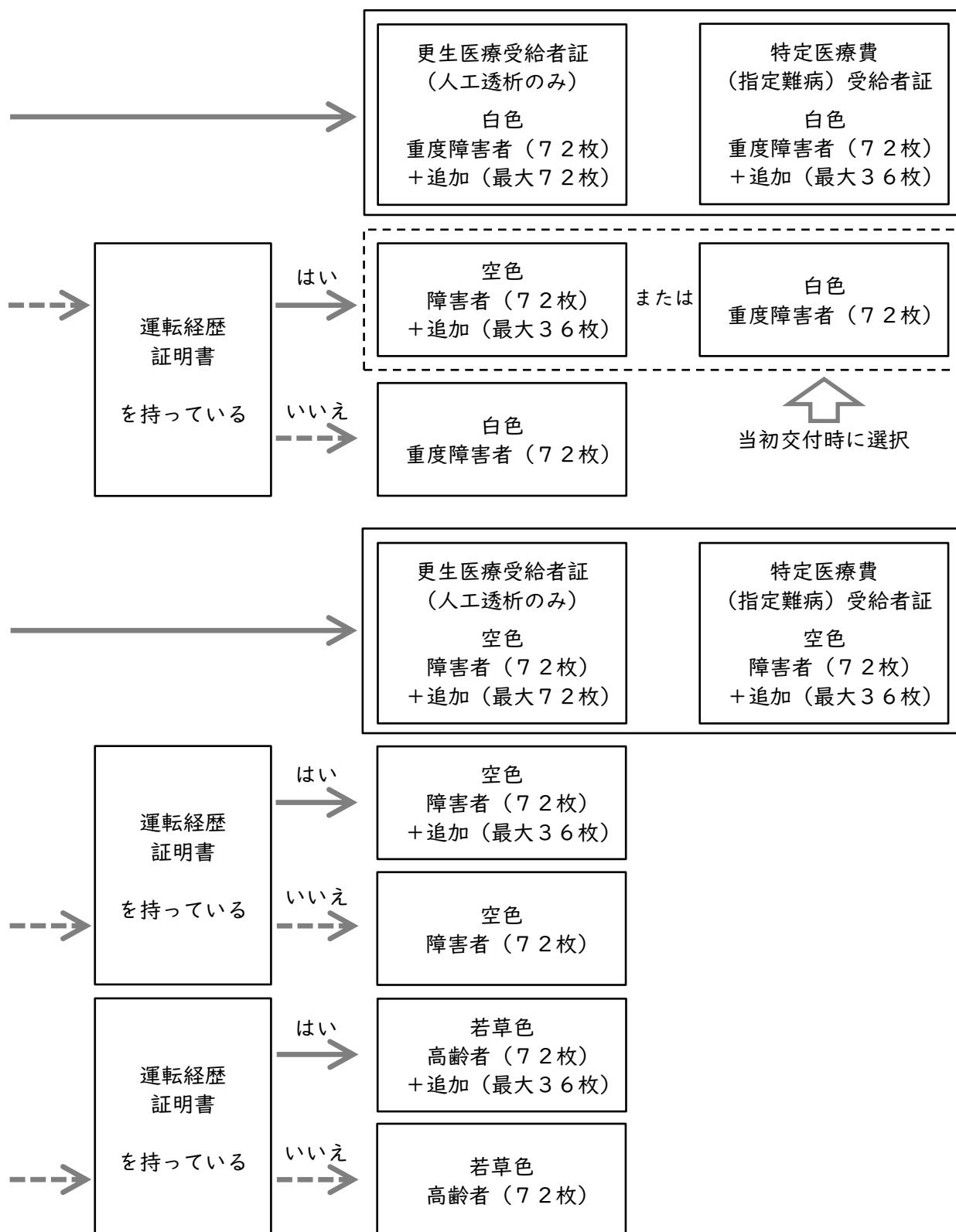
①年度途中で対象者となった場合（誕生日・転入）

⇒ 対象となった月から年度末までの月数×6枚

②運転経歴証明書所持者、特定医療費（指定難病）受給者証所持者は対象となった月から追加交付可能

⇒ 対象となった月から年度末までの月数×3

○タクシー会社：59ページの指定タクシー利用会社に限りです。



③更生医療受給者証 (人工透析のみ) 所持者(※)は対象となった月から追加交付可能 (※特定疾病療養受療証 (通称マルチョウ) 所持者でも可)

⇒ 対象となった月から年度末までの月数×6枚

④年度途中で障害者手帳を取得した方のうち、既にタクシー券の交付を受けていた方

⇒ 残り全てのタクシー券を返却することで返却枚数分の交付が可能 (選択式)

(2) バス運賃、タクシー料金の割引

 各路線バス会社
 問合せ先 各タクシー会社

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、
 精神障害者保健福祉手帳）の所持者には、路
 線バス、福祉タクシーや介護タクシーなどの運賃割引があります。

◎割引の対象者や利用方法などは事業者によって異なる場合があります。詳しくは各
 事業者までお問い合わせください。

対象者	路線バス運賃		タクシー 運賃
身体障害者手帳第1種 療育手帳第1種 精神障害者保健福祉手帳 1級	普通料金	本人、介護者とも5割引	1割引 ※事業者によ っては、割引 を実施してい ない場合もあ ります。
	定期料金	本人、介護者とも3割引	
身体障害者手帳第2種 療育手帳第2種 精神障害者保健福祉手帳 2・3級	普通料金	本人5割引	
	定期料金	本人3割引	
運転経歴証明書	バス会社による		事業者による

(3) 島原鉄道運賃の割引

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者には割引があります。

 島原鉄道島原駅
 問合せ先 TEL: 0957-62-4705

◎ご利用の際は、手帳を駅の窓口に提示してください。

種別	割引対象	乗車券種別	割引率	割引詳細
身体障害者手帳 第1種、2種 療育手帳 第1種、2種 精神障害者保健福祉手帳 1級、2級、3級	本人	普通乗車券 回数乗車券	50%	・島原鉄道単独であれば距離に関係なく割引が適用となります。 ・但し、JR連絡乗車券を購入される場合は、片道の乗車距離が100kmを超える区間に限ります。
	本人と介護者	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券		・介護者は1人のみ適用されます。 ・小児定期は割引を適用できません。 ・介護者の方が通学定期の資格をお持ちの場合も通勤定期となります。 ・本人と介護者の方は、同一種類・区間の乗車券類を同時に購入していただきます。 ◎介護者の適用 ・手帳の2種（精神障害者保健福祉手帳については2級、3級）については、12歳未満のみの介護者とし、定期乗車券のみを対象する。

※身体障害者手帳、療育手帳の「第1種」「第2種」の区分は、手帳に記載されています。

(4) JR 運賃 (JR 九州) の割引

 JR 各窓口
問合せ先

障害者手帳(「第1種」または「第2種」の記載のあるもの)を提示されると、次の割引が適用となります。

種別	割引対象	乗車券種別	割引率	注意事項
第1種	本人	普通乗車券	50%	片道 101km 以上ご利用の場合に限りします。
	本人と介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券		介護者の方はお1人のみ割引が適用できます。 小児定期は割引を適用できません。 介護者の方が通学定期の資格をお持ちの場合も通勤定期となります。 本人と介護者の方は、同一種類・区間の乗車券を同時に購入していただきます。
第2種	本人	普通乗車券		片道 101km 以上ご利用の場合に限りします。
	本人(12歳未満)と介護者	定期乗車券		介護者の方はお1人のみ割引が適用できます。 小児定期は割引を適用できません。 介護者の方が通学定期の資格をお持ちの場合も通勤定期となります。 本人と介護者の方は、同一種類・区間の乗車券を同時に購入していただきます。

※ 割引した運賃の5円の端数は切り捨てます。

※ 「第1種」「第2種」の区分は、障害者手帳に記載されています。なお、精神保健福祉手帳を令和7年1月以前に交付を受けた方については、「第1種」または「第2種」の記載がありません。JR 運賃の割引を受けるためには、市役所窓口で手帳に「第1種」または「第2種」の記載(シール貼付)を行う必要があります。詳しくは福祉総務課 障がい班までお問い合わせください。

(5) 航空運賃の割引

 各航空会社
問合せ先

障害者手帳をお持ちの方が国内線を利用するとき、障害種別に関わらず、本人及び介護者1人まで割引されます。割引率は、航空会社や路線によって異なります。

航空会社	・ 日本航空(株) ・ (株)ジェイエア ・ 全日本空輸(株) ・ (株)AIRDO ・ 東邦航空(株) ・ 新中央航空(株) ・ 日本トランスオーシャン航空(株) ・ 琉球エアコムーター(株) ・ (株)フジドリームエアラインズ ・ 日本エアコムーター(株) ・ アイベックスエアラインズ(株) ・ オリエンタルエアブリッジ(株) ・ ANAウイングス(株) ・ スカイマーク(株) ・ (株)北海道エアシステム ・ (株)ソラシドエア ・ (株)スターフライヤー ・ 天草エアライン(株)
対象者	12歳以上の身体障害者手帳所持者 12歳以上の療育手帳所持者 12歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者 (顔写真つきのもの及び搭乗日当日が有効期限内のもの)

◎ご利用の際は、手帳を航空券販売窓口へ提示してください。◎いずれも国内線のみが対象です。

◎その他航空会社でも実施されている場合がありますので航空会社へ直接お問い合わせください。

(6) 有料道路料金の割引



福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

身体障害者手帳、または療育手帳（A 1、A 2）の交付を受けた方が、通勤、通学、通院などの日常生活において高速道路などの有料道路を利用するとき、次の条件に該当する場合は通行料金が5割引になります。（※割引には事前に申請手続きが必要です。）

○対象者

身体障害者手帳「第1種」	・ 本人が運転する場合。 ・ 介護者が運転し、本人が同乗する場合。
身体障害者手帳「第2種」	・ 本人が運転する場合
療育手帳「第1種」	・ 介護者が運転し、本人が同乗する場合

○申請に必要な書類（※69ページも併せてご覧ください。）

- (1) 身体障害者手帳または療育手帳（重複して手帳をお持ちの場合は両方の手帳）
- (2) 運転免許証（障がい者本人が運転し、かつ新規の時）
- (3) 車検証（※自動車登録しない場合は、不要です。）

※）電子車検証の場合、原本の提示と電子車検証の記載内容をA4汎用紙に印刷した「自動車検査証記録事項」により確認します。）

☆ETCを利用する場合は、次の物もあわせて必要です。

- (4) 障がい者本人名義のETCカード（未成年者の場合は親権者の名義でも可）
 - (5) ETC車載器セットアップ申込書・証明書等（ETC車載器の管理番号が確認できるもの）
 - (6) 切手（申込みは郵送になります。封筒は専用のものを準備してあります。）
- ※）ETCレーン利用での割引は、申込みから利用まで3週間ほどかかります。

○申請の窓口

福祉総務課、市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課の窓口での申請に加え、ETC利用の方はオンライン申請ができます。

※オンライン申請受付サイト URL <https://www.expressway-discount.jp>

※オンライン申請では本人確認のためマイナンバーカードとマイナポータルへの登録が必要です。

○割引有効期限

新規・変更申請の場合は、申請した日からその後の2回目の誕生日までとなります。ただし、更新申請（有効期限2か月前から有効期限前日までの申請）の場合は、申請した日からその後の3回目の誕生日までとなります。（最長2年2か月）

○対象になる自動車の車種などの条件

- ①自家用の乗用車で、１０人乗りまでのもの。
- ②自家用の貨物車で、座席と荷台の間に仕切りが無く、４～１０人乗りのもの。
- ③自家用の貨物車で、座席と荷台の間に仕切りがあり、最大積載量が５００kg までで、４～１０人乗りのもの。
- ④二輪車で、排気量が１２５cc を超えているもの。
- ⑤特種用途自動車の１０人乗りまでのもので、「車いす移動車（身体障害者輸送車）」、「患者輸送車」または「キャンピング車」であるもの。

※軽トラックは、割引できません。

※貨物で、荷台部分が窓無しや目隠しになっているものは、割引できません。

※自家用でも、車体に店名や会社名が書かれているものは、割引できません。

○対象になる自動車の所有者、使用者の条件…（所有者、使用者は車検証に記載）

<本人運転>

- ① 障害のある方ご本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。

<介護運転> ※第２種の方は対象となりません。

- ① 障害のある方ご本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。

- ② 上記の方が自動車を所有していないときは、障害者ご本人を継続して日常的に介護している方（法人不可）。

- ③長期リースやローンのため、所有者が法人のときは、使用者が①②の方

※使用者が①②で所有者が法人のものは、③以外の理由では割引できません。

（割引できないものの例）

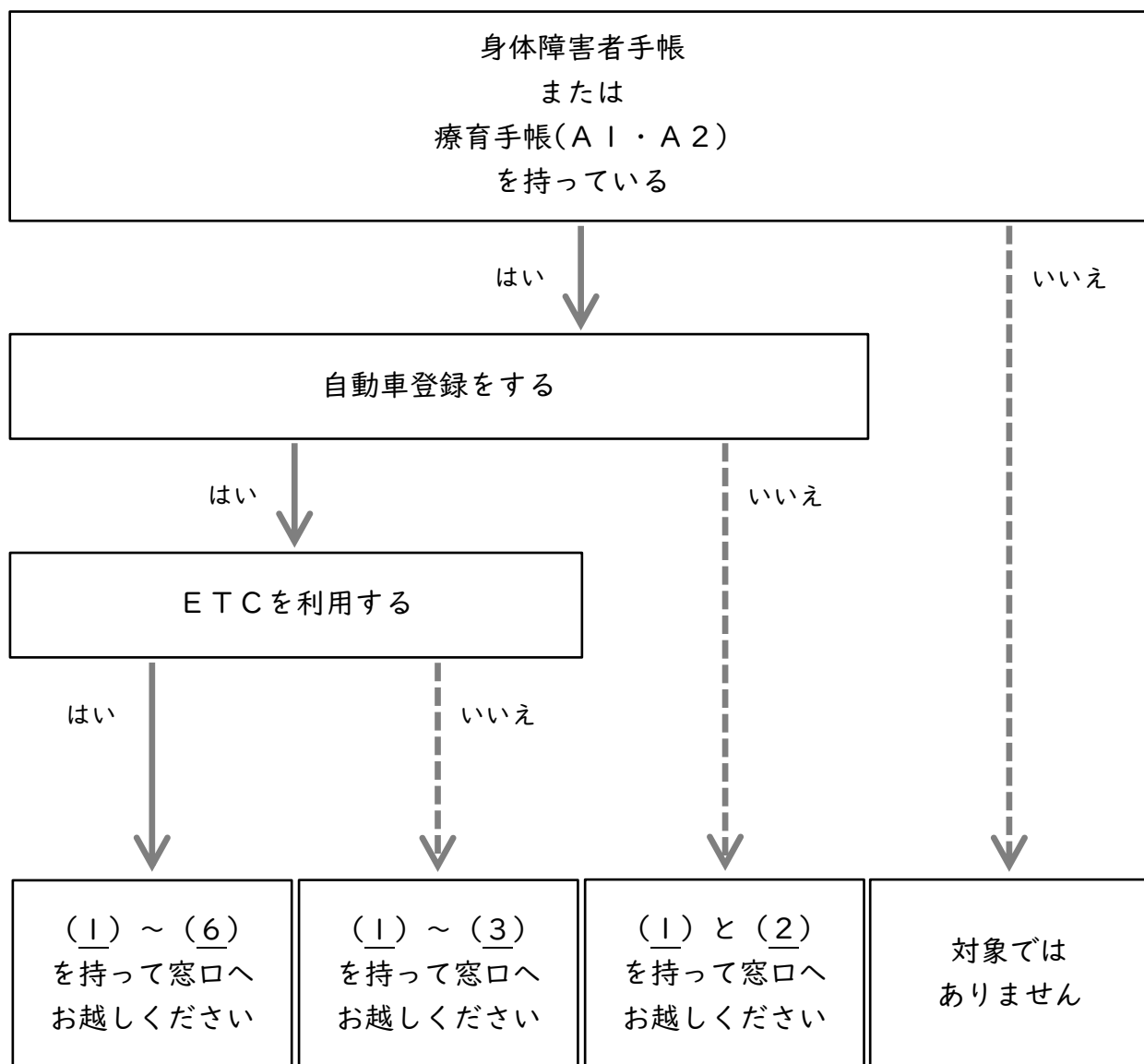
・勤め先の法人が所有する車を、通勤や営業等の使用のために、使用者へ貸し出しているもの。

☆令和５年３月２７日から新たに対象となった自動車

・事前登録されていない自動車

親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）、福祉有償運送車両（要介護者のみ）など

有料道路料金の割引制度申請時の
必要書類チャート



- (1) 身体障害者手帳または療育手帳 (A1・A2)
(2) 運転免許証
(3) 登録する自動車の車検証
(4) ETCカード
(5) ETC車載器セットアップ申込書・証明書
(6) 切手

(7) おもいやり駐車場制度 (旧パーキング・パーミット制度)



問合せ先

福祉総務課総務高齢班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

公共施設などの障害者等駐車場や建物出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けられた一般駐車場を利用できる方を明確化するため、駐車場の利用に配慮が必要な方に利用証を交付し、適正利用を図る制度です。

○対象者 (以下のいずれかに該当する方)

- ・身体に障がいのある方 (身体障害者手帳の等級に条件あり)
- ・40歳以上の方で、要介護認定を受けている方 (要介護度1以上)
- ・特定疾患医療受給者、特定医療費 (指定難病) 受給者、小児慢性特定疾病医療受給者の方
- ・知的に障がいのある方 (療育手帳A1、A2)
- ・精神障害者 (障害の程度が重度の方で、精神障害者保健福祉手帳1級の方)
- ・けが、病気などにより車イスやつえを使用している方 (医師の診断等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる方)
- ・妊産婦 (母子健康手帳取得時～産後1年の方)

○申請に必要なもの (以下のいずれか)

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 介護保険被保険者証
- (3) 特定疾患医療受給者証、特定医療費 (指定難病) 受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証
- (4) 療育手帳
- (5) 精神障害者保健福祉手帳
- (6) 診断書 (※歩行困難な理由、車イス・つえ等の使用期間の明記が必要です)
- (7) 母子健康手帳

(8) 駐車禁止除外措置

 雲仙警察署（申請先）
 問合せ先 TEL：0957-75-0110

心身に障害をお持ちの方で歩行が困難な方が使用する車両については、公安委員会が指定する法定駐車禁止区域（交差点、トンネル、坂の頂上付近等）を除く駐車禁止区域に駐車できる標章の交付を受けることができます。

○対象者・・・歩行が困難な方で次の手帳をお持ちの方

- ・身体障害者手帳（下表参照）
- ・療育手帳 A Ⅰ・A 2
- ・精神障害者保健福祉手帳 Ⅰ級

○身体障害者手帳 交付基準表

障がいの区分		障がいの程度
視覚障害		Ⅰ級からⅢ級またはⅣ級のⅠ
聴覚障害		Ⅱ級及びⅢ級
平衡機能障害		Ⅲ級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	Ⅰ級及びⅡ級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	移動機能	Ⅰ級からⅢ級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
上肢不自由		Ⅰ級またはⅡ級のⅠ、Ⅱ級のⅡ

障がいの区分		障がいの程度
下肢不自由		Ⅰ級からⅣ級
体幹不自由		Ⅰ級からⅢ級
心臓機能障害		Ⅰ級及びⅢ級
じん臓機能障害		Ⅰ級及びⅢ級
呼吸器機能障害		Ⅰ級及びⅢ級
ぼうこう又は直腸機能障害		Ⅰ級及びⅢ級
小腸機能障害		Ⅰ級及びⅢ級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		Ⅰ級からⅢ級
肝臓機能障害		Ⅰ級からⅢ級

※上記基準に該当しない方でも、歩行困難な方は、標章が交付される場合があります。詳しくは雲仙警察署へお問い合わせください。

(9) 身体・聴覚障害者標識

 雲仙市交通安全協会
 TEL:0957-75-0681
 雲仙北支局
 問合せ先 TEL:0957-78-5523

肢体不自由で条件付き免許（例…義手、義足、装具、AT車に限る等）を持つ方が運転する自動車のための「身体障害者標識（身障者マーク）」や「聴覚障害者標識」があります。このマークを付けた車に対して、幅寄せや割り込みが禁止されています。マークは、車の前面と後面の見えやすい位置に付けます。

販売場所等については右上の問合せ先までお尋ねください。



身体障害者標識
（四葉のクローバーマーク）



聴覚障害者標

(10) 携帯電話基本料金使用料等の割引

障がい者の方に対する携帯電話基本使用料などの割引サービスが行われています。

詳しくは、下記の携帯電話の会社へお問い合わせください。

 各携帯電話会社
問合せ先

携帯電話会社名		問い合わせ先
NTTドコモ	ドコモの携帯電話から	151 (局番なし)
	一般電話から	0120-800-000
	ドコモホームページ	http://www.nttdocomo.co.jp/
au	auの携帯電話から	157 (局番なし)
	一般電話から	0077-7-111
	auホームページ	http://www.au.com/
ソフトバンク	ソフトバンクの携帯電話から	157 (局番なし)
	一般電話から	0800-919-0157
	ソフトバンクホームページ	https://www.softbank.jp/

(11) NHK放送受信料の免除

世帯主または世帯構成員(※)のどなたかが身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している世帯のうち、下記基準を満たす場合、受信料が免除されます。(※世帯構成員：免除申請時点におけるその世帯に含まれる構成員)

 福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
問合せ先 各総合支所地域振興課

免除基準	免除割合
・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が世帯構成員であり、世帯全員が市民税(住民税)非課税の場合	全額免除
・視覚・聴覚障害者が世帯主かつ受信契約者の場合 ・身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A1、A2、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方が世帯主かつ受信契約者の場合	半額免除

○免除申請の流れ

- ①福祉総務課障がい班、市役所総合窓口課または各総合支所地域振興課へ証明書の発行を申請します。手帳と印鑑が必要です。
- ②その証明書を次の宛先へ提出してください。

《宛先》 〒850-8603 長崎県長崎市西坂町1-1 NHK長崎放送局営業部 宛

NHK放送受信料免除申請フローチャート

